

近畿大学大学院における i T h e n t i c a t e（アイセンティケイト）利用・運用規程
（目的）

第1条 近畿大学大学院では、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）、博士論文の要旨とその審査結果の要旨を文部科学省の学位規則第8条及び第9条、並びに近畿大学学位規程第29条及び第31条に従ったインターネット公表することが義務付けられている。さらに、近畿大学学術情報リポジトリ運営指針第6条第2号でも、博士論文等の学術成果を社会に発信・提供することが定められている。この状況を鑑みて、近畿大学大学院は、博士論文の質保証を担保することを目的に、博士論文の作成及び博士論文に関わる学術論文の作成における剽窃・盗用等の不正行為を事前に防止するシステム環境を導入し整備する。

（利用範囲）

第2条 近畿大学大学院で審査予定の博士論文並びに当該博士論文に関わる学術雑誌投稿予定の論文及び国際学会投稿予定の論文等に厳格に限定する。

（利用資格）

第3条 利用資格は、本学専任教員であり、下記第1号から第3号までに該当する教員とする。

（1）博士論文の提出予定者の指導教員

（2）提出された博士論文の審査委員会を構成する教員（原則として主査。なお、副主査1名を代理とすることができる。）

（3）博士論文の提出予定者が筆頭著者となる学術論文等において責任著者の教員（責任著者の教員が複数の場合は、その内の1名とする。）

2 上記以外であって、所属研究科長が必要と認めた教員については、登録ユーザー数（200名以内）及び利用状況に基づき、利用資格を認めることができる。

（利用者の義務）

第4条 利用者は、i T h e n t i c a t eが、提出予定の博士論文又は当該博士論文に関係する学術雑誌投稿予定の論文若しくは国際学会投稿予定の論文等がインターネットに既に公開されている論文又は出版物の情報と照合することでその類似性を検討することが可能なオンラインツールであることを留意する。

2 利用者は、i T h e n t i c a t eを利用することで、当提出予定の博士論文又は当該博士論文に関係する学術雑誌投稿予定の論文若しくは国際学会投稿予定の論文等が著作権の許諾有の引用など「適法な引用だけで対象論文が構成されていること」を確認することが求められる。

3 利用者が博士論文提出予定者の指導教員の場合には、i T h e n t i c a t eの運用結果について博士論文提出予定者と必ず情報共有して、「適法な引用だけで対象論文が構成されている形式」に指導することが求められる。

4 利用者が提出された博士論文の審査委員会を構成する教員の場合には、i T h e n t i c a t eの運用結果について博士論文提出予定者の指導教員と必ず情報共有して、「適法な引用だけで対象論文が構成されている形式」に導くことが求められる。更に、i T h e n t i c a t eの運用結果で最終的に「適法な引用だけで対象論文が構成されている形式」であると判断された場合には、博士論文の審査結果の報告書には、「論文審査ではi T h e n t i c a t eを運用した。」ことを明記する。

5 利用者は、博士論文の提出予定者が筆頭著者となる学術論文等において責任著者の教員の場合には、i T h e n t i c a t eの運用結果について筆頭著者（博士論文提出予定者）と必ず情報共有して、「適法な引用だけで対象論文が構成されている形式」に指導することが求められる。

6 利用者が上記の第2条の利用範囲を逸脱してi T h e n t i c a t eを利用したことが明

らかになった場合は、iThenticateの当該運用結果は破棄されるとともに、利用者は以後iThenticateの利用を一切禁止される。

(運用体制)

第5条 iThenticateの利用者登録、ID発行、初期パスワード発行等の管理業務は学務部が行う。

2 各研究科は、iThenticateの適切な運用に努めなければならない。

(利用方法)

第6条 利用者は、最新版iThenticateユーザーマニュアル及びiThenticate適切な利用のためのガイドに従って、適正に利用することとする。

(利用登録)

第7条 各研究科は、各年度4月に当該年度で上記第3条第1号に該当する教員のうち利用者となり得る教員を取りまとめのうえ、研究科長了承のもと当該情報を学務部に報告する。学務部は、ID、パスワード発行等を行い、利用予定者に通知する。通知を受けた利用予定者は、別に定める申請フォームに必要事項を記入して、アカウント発行後利用可能となる。

2 上記第3条第2号及び第3号の教員は、各年度4月の申請期間に、申請フォームにより登録申請する。学務部は、登録作業、ID、パスワード発行等を行い、利用予定者に通知する。通知を受けた利用予定者は、別に定める申請フォームに必要事項を記入して、アカウント発行後利用可能となる。

3 各年度4月申請期間外に利用登録する場合は、所属する研究科長に事前相談のうえ、申請することができる。

(アカウントの更新)

第8条 毎年4月及び9月に次条第2項に基づき、学務部がアカウントの整理を行う。利用者は、申請フォームに記載した情報に変更が生じた場合は、定める通知方法で遅滞なく学務部に報告する。

(ユーザー数の制限)

第9条 登録ユーザー数や年間利用本数の上限を超えるおそれのある場合、ユーザーを制限する。

2 上記第3条に規定する利用資格第1号又は第2号に該当する利用者を除き、下記のユーザーから順次アカウントを停止することができる。

(1) 利用登録メール発信後1週間以上ログインがない利用者

(2) 6か月以上利用実績がない利用者

(3) 申請フォームに記載された使用予定時期を1か月以上経過して利用実績がない利用者

(4) 第3条に規定する利用資格第3号に該当する利用者

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。